

整備書類

1 土地占有者（該当地を明渡したときは新たな土地占有者も同様とする。）は、次に掲げる事項を記録し、存置場所に係る土地所有者が当該地下工作物を撤去するまでの間、これを保管すること。

ア 土地所有者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあってはその代表者の氏名

イ 存置の場所

ウ 存置に係る工事等完了の年月日

エ 存置した工作物の数量、性状、材質、面積及び深さ

オ 存置の理由

カ 存置することの意思決定に至る過程（関係者間での打ち合わせの内容等）

キ 存置に係る工事等を担当した事業者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあってはその代表者の氏名

ク 存置に係る工事等の作業の内容

2 前項の記録には次に掲げる図面を添付すること。

ア 存置した地下工作物の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び位置図

イ 当該工作物の周辺の地図及び土地利用状況

3 土地所有者が該当地を売却し、又は譲渡しようとする場合、あらかじめ第1項に掲げる事項について、新たな土地取得予定者による瑕疵担保責任の所在が法的に有効な書面にて明らかにされていること。